

改正

平成二八年 三月二九日条例第二三号

令和 二年 三月三十一日条例第一六号

令和 六年一〇月一八日条例第四二号

令和 八年 三月三十一日条例第一三号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例をここに公布する。

埼玉県医師育成奨学金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、県外の大学の医学を履修する課程に在学する者で、特定地域の公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務しようとするものに対し、予算の範囲内において奨学金を貸与することにより、その修学を容易にし、特定地域の公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科に勤務する医師の育成及び確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「特定地域」とは、医師の確保が必要な地域として規則で定める地域をいう。

2 この条例において「公的医療機関等」とは、公的医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関をいう。）又は独立行政法人国立病院機構が開設する医療機関をいう。

3 この条例において「特定医療機関」とは、特定地域の公的医療機関等又は医師の確保が必要な医療機関として知事が定めるものをいう。

4 この条例において「特定診療科等」とは、県内の病院の産科、小児科又は救命救急センター（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に基づき知事の要請を受けた病院の開設者が運営する救命救急センターをいう。）をいう。

5 この条例において「準特定診療科」とは、県内の病院の外科又は県内の医療機関の総合診療を担う診療科をいう。

6 この条例において「特定期間」とは、第四条第一項に規定する奨学金の貸与期間の二分の三に相当する期間をいう。

(奨学金の種類)

第二条の二 第一条に規定する奨学金（以下「奨学金」という。）の種類は、次のとおりとする。

- 一 埼玉県出身者奨学金（次条第一項第一号及び第三項において「出身者奨学金」という。）
- 二 指定大学在学者奨学金（次条第一項第二号及び第三項において「指定大学奨学金」という。）
（貸与の対象者）

第三条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる奨学金の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 出身者奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者
 - イ 県外の大学の医学を履修する課程に在学する者であること。
 - ロ 貸与の申請の時に県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有すると認められる者であること。
 - ハ 貸与の申請の時に、県内に住所を有する者、県内の高等学校を卒業する見込みであると認められる者又は卒業した者その他これらに準ずる者として規則で定める者であること。
 - ニ 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。
- 二 指定大学奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者
- イ 知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程に在学する者であること。
 - ロ 貸与の申請の時に、知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有すると認められる者又は当該大学の医学を履修する課程の第一学年に在学する者であること。
 - ハ 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、奨学金と同種のもの（第六条第三号において「同種の奨学金」という。）の貸与を受けている者は、奨学金の貸与を受けることができない。
 - 3 出身者奨学金及び指定大学奨学金は、同時に貸与を受けることができない。
（貸与の額等）

第四条 奨学金の貸与の額は、月額二十万円以内において知事が定める額とし、その貸与期間は、大学に入学する日の属する月から大学を卒業する日の属する月までの範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 前条第一項第一号イ及び第二号イ並びに前項の規定にかかわらず、同項に規定する奨学金の貸与の額のほか、奨学金の貸与を受けることができる者（貸与の申請の時に知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程の第一学年に在学する者を除く。）に対し、大学に入学する日の属す

る年にあつては、大学に入学するために必要な費用として百万円以内において知事が定める額を奨学金として貸与することができる。

(奨学金の利息)

第四条の二 奨学金には、奨学金の貸与を受けた日の翌日から最後に貸与を受けた日までの日数(規則で定める期間を除く。)に応じ、奨学金の貸与の額に年十パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付するものとする。ただし、規則で定める奨学金については、この限りでない。

2 前項の規定による利息の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

(貸与の手續及び交付の方法)

第五条 奨学金の貸与の手續及び交付の方法は、規則で定める。

(貸与の取消し又は交付の停止)

第六条 知事は、奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止することができる。

- 一 県外の大学の医学を履修する課程に入学せず、又は在学しなくなったとき。
- 二 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務する意思を有すると認められなくなったとき。
- 三 同種の奨学金の貸与を受けることとなったとき。
- 四 休学したとき。
- 五 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 六 その他奨学金を貸与することが適当でないと思はれるに至ったとき。

(返還等の方法)

第七条 貸与を受けた奨学金の返還及び第四条の二に規定する利息の支払(以下「奨学金の返還等」という。)の方法は、規則で定める。

(返還等の債務の履行猶予)

第八条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間内において知事が定める期間、奨学金の返還等の債務の履行を猶予することができる。ただし、その者が次条各号のいずれにも該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

- 一 特定医療機関又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務しているとき。
- 二 県内の病院に医師として勤務しているとき(前号に該当する場合を除く。)
- 三 県外の臨床研修病院(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項の知事の

指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものをいう。次条第二号及び第三号において同じ。)において臨床研修(同項の臨床研修をいう。以下同じ。)を受講しているとき。

四 専門研修(臨床研修を修了した医師が専門性を高めるために受ける研修で知事が認めるものをいう。次条第一号及び第三号において同じ。)を受講しているとき(第一号及び第二号に該当する場合を除く。)

五 大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、当該年度の翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意思を有すると認められるとき。

六 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(返還等の債務の当然免除)

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

一 特定医療機関に医師として勤務した期間と県内の病院(特定医療機関を除く。)に医師として勤務した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関に医師として勤務した期間(臨床研修を受講した期間及び専門研修を受講した期間(専門研修を受講した期間にあっては、当該研修を受講した期間のうち二年を超える期間に限る。))を除く。)が四年に達したとき。

二 特定診療科等に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間(この期間が二年を超えるときは、二年とする。次号において同じ。)とを合計した期間が特定期間に達したとき。

三 準特定診療科に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関の準特定診療科に医師として勤務した期間(専門研修を受講した期間を除く。)が二年に達したとき。

(返還等の債務の裁量免除)

第十条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金の返還等ができなくなったときは、奨学金の返還等の債務(履行期が到来していない部分に限る。)の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第十一条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき奨学金

の額に年十四・五パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞利息の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間における第三条第二号の規定の適用については、同号中「認められる者」とあるのは「認められる者又は県外の大学の医学を履修する課程の第五学年若しくは第六学年に在学する者」とする。

3 平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間における第三条第二号の規定の適用については、同号中「認められる者」とあるのは「認められる者又は県外の大学の医学を履修する課程の第五学年に在学する者」とする。

附 則 (平成二十八年三月二十九日条例第二十三号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日条例第十六号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年十月十八日条例第四十二号)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の埼玉県医師育成奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (令和八年三月三十一日条例第十三号)

この条例は、令和八年四月一日から施行する。